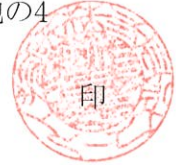


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 17 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ 株式会社ユーアイ技研 キケン  
 住所 大阪府羽曳野市埴生野577番地の4  
フリガナ 代表者氏名 ダイエイウトリシマリヤク ニゴシ コウジ 代表取締役 二越公嗣  
 電話番号 072-936-0039  
 FAX番号 072-936-0848  
 メールアドレス [info@yuaijiken.com](mailto:info@yuaijiken.com)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)  
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
  - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
  - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
  - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1（水道法施工規則第18条関係）

【表 面】

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 17 日

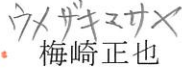
申請者 フリガナ カブシキガイシャユーアイギケン  
氏名又は名称 株式会社ユーアイ技研  
住 所 大阪府羽曳野市埴生野 577 番地の 4  
フリガナ ニコシコウジ  
代表者氏名 代表取締役 二越公嗣

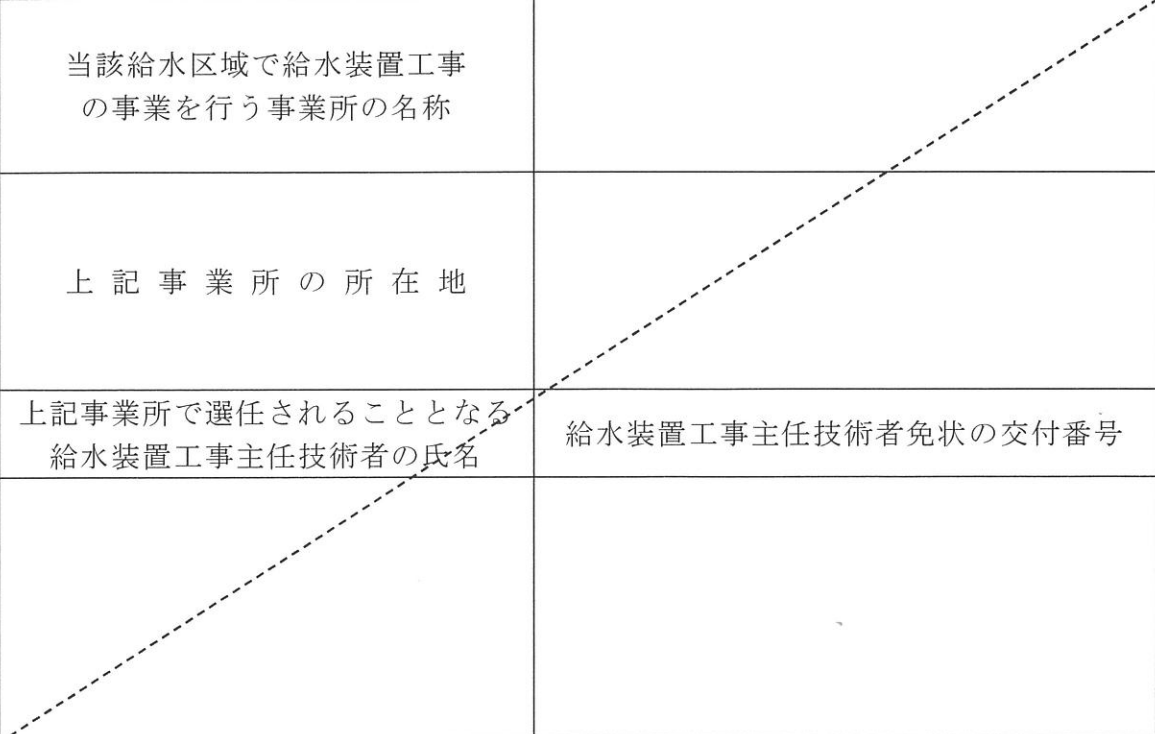


水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ニコシコウジ 二越公嗣	
取締役 ニコシノブトシ 二越信壽	
取締役 ニコシナオミ 二越直美	
取締役 ニコシユリ 二越友莉	
監査役 ヒネトシミ 日根壽美	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

【裏 面】

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ユーアイ技研
上記事業所の所在地	郵便番号 583-0866 住所 大阪府羽曳野市埴生野 577 番地の 4 電話番号 072-936-0039 FAX 番号 072-936-0848 メールアドレス <a href="mailto:info@yuaigiken.com">info@yuaigiken.com</a>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
 梅崎正也	第 156158 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所の所在地		
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名		給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別表（水道法施行規則第 18 条関係）

## 機 械 器 具 調 書

令和 〃年 9 月 17 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	・金切りのこ	TRUSCO 等	4	
	パイプカッター	レッキス (6~32mm)	5	
	ディスクグラインダ	マキタ (~100mm)	3	
	セーバーソー	HiKOKI (~130mm)	3	
管の加工用の 機械器具	・やすり	TRUSCO 等	10	
	・ねじ切り器	TRUSCO (~65A)	3	
管の接合用の 機械器具	パイプレンチ	スーパーツール	15	
	プライヤー	ホーザン (~27mm)	10	
	・トーチランプ	イワタニ	5	
	ラチェットレンチ	スーパーツール	20	
水圧テスト ポンプ	・手動テスター		1	
	・電動ポンプ		1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第 2 (水道法施行規則第 18 条及び第 34 条関係)

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその代表者又は役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 9 月 17 日

申 請 者

氏名又は名称 株式会社ユーアイ技研

住 所 大阪府羽曳野市埴生野 577 番地の 4

代表者氏名 代表取締役 二越公嗣



水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

大阪府羽曳野市埴生野 5 7 7 番地の 4  
株式会社ユーアイ技研

会社法人等番号	1 2 0 1 - 0 1 - 0 3 2 5 8 1		
商 号	株式会社ユーアイ技研		
本 店	大阪府羽曳野市埴生野 5 7 7 番地の 4		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	平成 5 年 1 月 2 9 日		
目 的	1. 水処理設備機器の販売、設計、製作、施工 2. 前項に付帯する一切の業務		
発行可能株式総数	8 0 0 株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2 0 0 株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 9 日登記		
資本金の額	金 1 0 0 0 万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	取締役	二 越 信 壽	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日重任 ----- 平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日登記
	取締役	二 越 公 嗣	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日重任 ----- 平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日登記
	取締役	二 越 直 美	平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日重任 ----- 平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日登記

大阪府羽曳野市埴生野577番地の4  
株式会社ユーアイ技研

	取締役 二越友莉	平成27年12月19日就任 ----- 平成27年12月21日登記
	大阪府羽曳野市埴生野577番地の4 代表取締役 二越公嗣	平成23年12月15日重任 ----- 平成23年12月22日登記
	監査役 日根壽美	平成21年12月15日重任 ----- 平成21年12月24日登記
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月19日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年5月19日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年12月20日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 2年 9月 8日

大阪法務局富田林支局  
登記官

大 仲 秀 美



(商号)

株式会社 ユーアイ技研 定款





## 第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社 ユーアイ技研 と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 水処理設備機器の販売、設計、製作、施工
2. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を 大阪府羽曳野市 に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

(株券の発行)

第 8 条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の不所持の申し出)

第 9 条 株券の所持を希望しない株主は、当社所定の書式による申出書に株券を添えて、当社に申し出るものとする。ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を希望しない旨を申し出る場合には、株券の添付を要しない。

(株券の種類)

第 10 条 当社の発行する株式は、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類とする。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 11 条 当社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第12条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他一般承継人が当社所定の書式による請求書に署名又は記名捺印し、共同して提出しなければならない。

2 前項におけるその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が前項の請求書に第15条に定める届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3ヶ月以内のもの）を提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める事由による場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第13条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

2 前項の請求の場合には、株主が前項の請求書に第15条による届出印を押印するものとする。株主が届出印を押印できないときは、実印を押印し、印鑑証明書（作成後3ヶ月以内のもの）の提出をもってこれに代えることができる。

3 質権の登録又は信託財産の表示の抹消についても前2項に準ずる。

(手数料)

第14条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第15条 当社の株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

(基準日)

第16条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

3 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、第1項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

### 第3章 株主総会

(株主総会の権限)

第17条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第18条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第19条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第21条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

### 第4章 株主総会以外の機関

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を置く。

(取締役会の員数)

第23条 当社は、取締役5名以内とする。

(代表取締役)

第24条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により取締役の中からこれを選定する。

2 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(監査役の設置及び監査役の員数)

第25条 当社は、監査役1名以上を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第26条 取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第27条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(取締役及び監査役の任期)

第28条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

3 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期と同一とする。

(取締役会の招集及び議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。

2 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。

ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

3 取締役会及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

2 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会議事録)

第31条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第32条 取締役及び監査役が報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役の分と監査役の分とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第35条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の現行定款に相違ありません。

令和 〃 年 4 月 1 日

大阪府羽曳野市埴生野577番地の4

以上原本と相違ありません  
証明致します。

株式会社 ユーアイ技研

令和 〃 年 9 月 17 日

大阪府羽曳野市埴生野577番地の4 代表取締役 二越 公嗣

株式会社 ユーアイ技研

代表取締役 二越 公嗣



第一五六一五八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

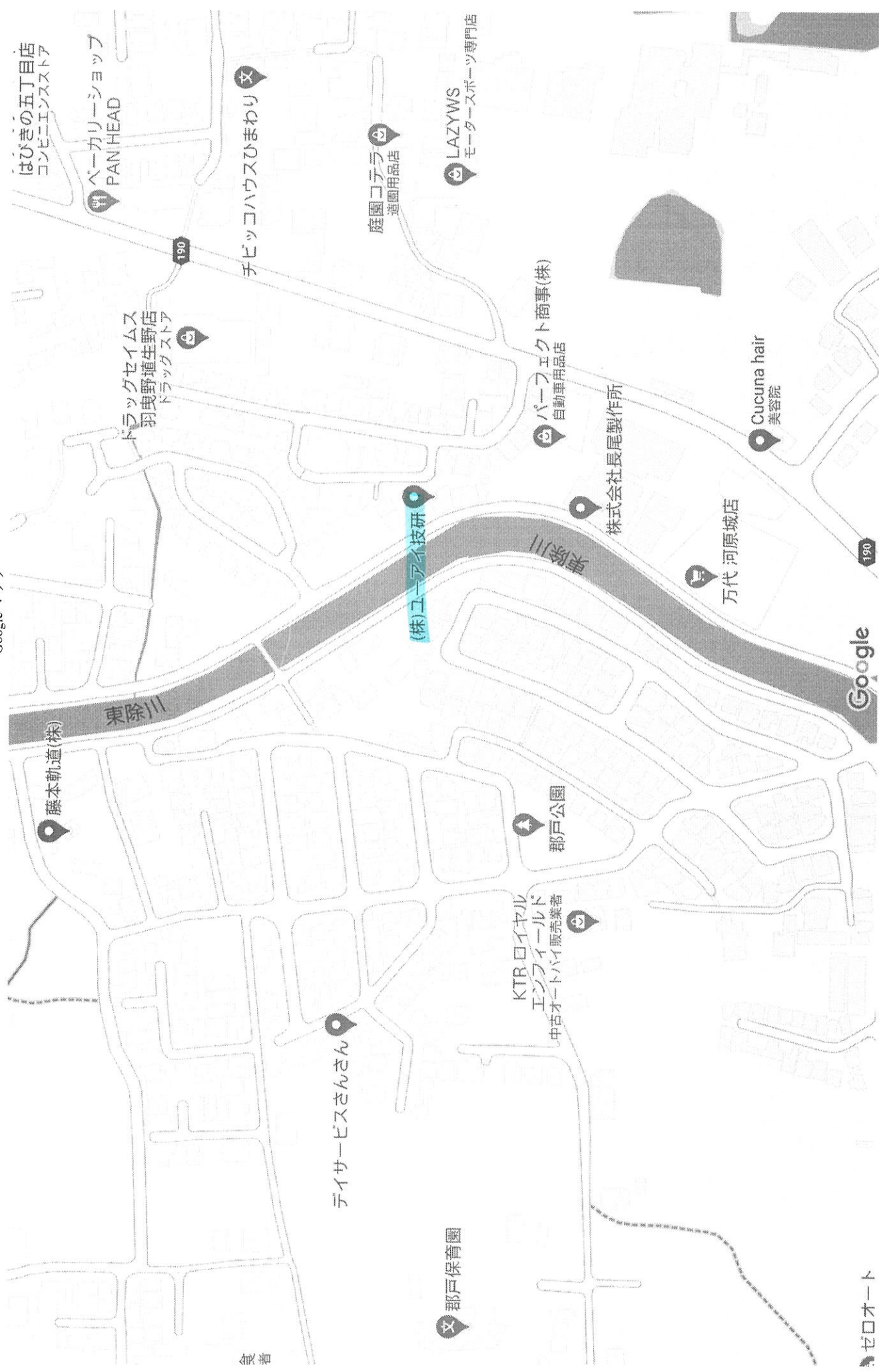
氏名 梅崎 正也

昭和五十年十二月十六日生

水道法(昭和五十年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

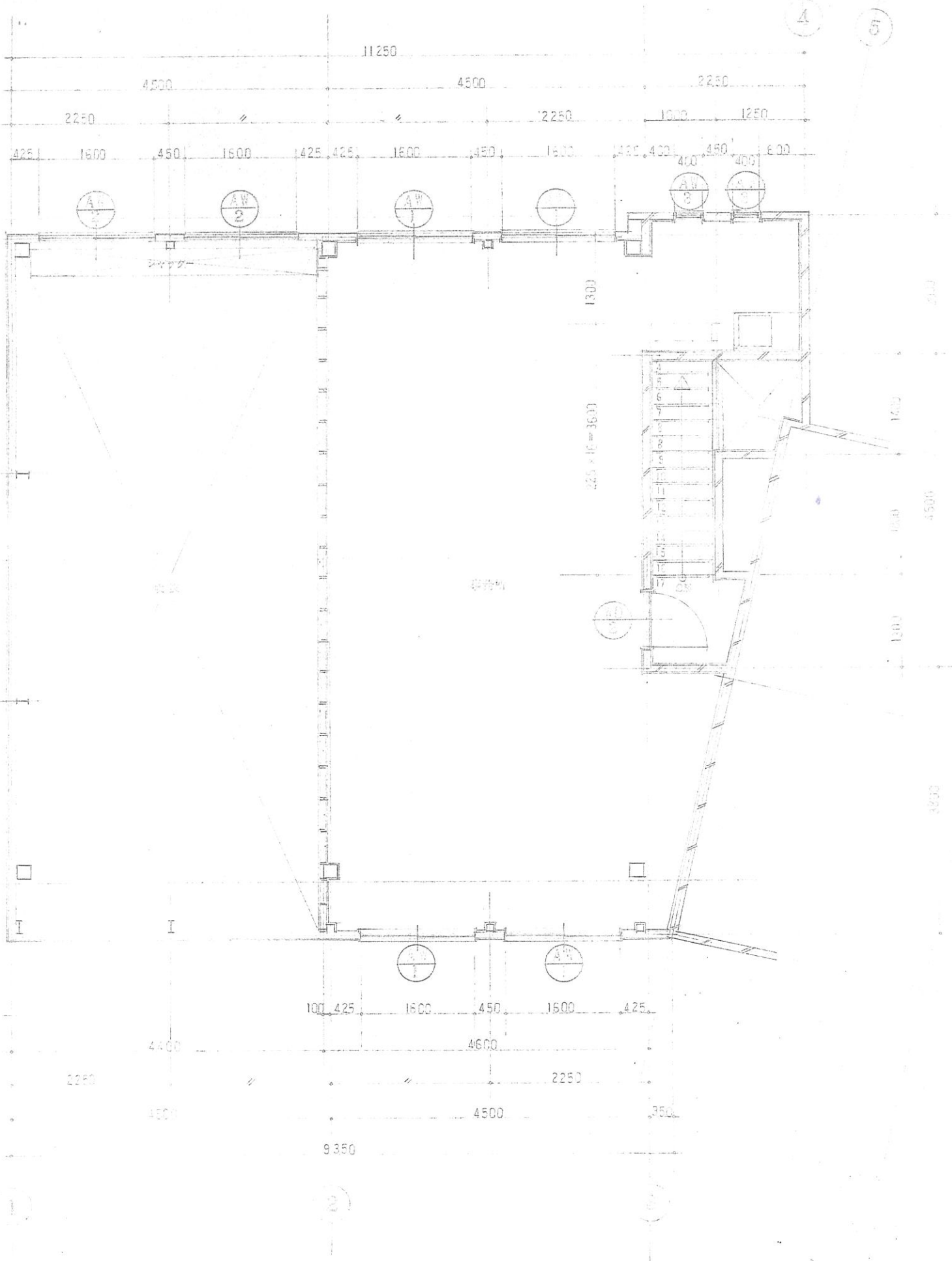
平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



倉庫

セオオート






# (株) エーアイ技研

業務用浴場浄過システム  
プール・池浄過装置

TEL 0729-36-0039 (代)



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 17 日

申請者 <sup>フリガナ</sup>氏名又は名称 <sup>カブシキガイシャ</sup>株式会社ユーアイ技研 <sup>ギケン</sup>

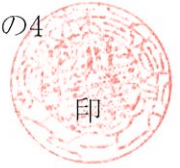
住所 大阪府羽曳野市埴生野577番地の4

<sup>フリガナ</sup>代表者氏名 <sup>ダイヒョウトリシマリヤク</sup>代表取締役 <sup>ニゴシ</sup>二越公嗣 <sup>ゴウジ</sup>

電話番号 072-936-0039

FAX番号 072-936-0848

メールアドレス [info@yuaigiken.com](mailto:info@yuaigiken.com)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 3 (水道法施行規則第 22 条関係)

## 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 9 月 17 日

届 出 者 株式会社ユーアイ技研

大阪府羽曳野市埴生野 577 番地の 4

代表取締役 二越公嗣



水道法第 25 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の  
届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ユーアイ技研	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
梅崎正也	第 156158 号	

第一五六一五八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 梅崎 正也

昭和五十年十二月十六日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平